

事業場のみなさんへ

一届出期限の遵守をお願いしますー

須坂市水道局

○工事着手 60 日前までに提出する届出(提出部数: 3 部)

- ・ 特定施設設置届出書
- ・ 特定施設の構造等変更届出書

○あらかじめ(おおよそ1か月前までに)提出する届出

- ・ 須坂市下水道除害施設新設等届 (提出部数: 1部)
- ・ 公共下水道使用開始(変更)届 (提出部数: 3 部)

○変更等のあった日から 30 日以内に提出する届出(提出部数: 3 部)

- ・ 氏名変更等届出書
- ・ 特定施設使用届出書
- ・ 特定施設使用廃止届出書
- ・ 承継届出書

○遅滞なく提出する届出(提出部数:1 部)

- ・ 特定施設工事完了届出書
- ・ 除害施設工事完了届出書(5日以内)

特定施設等を変更する場合、届出事項に変更が生じた場合、その他不明な点は、当課までご連絡ください。

水道局 上下水道課 宅内サービス係

電 話 026-248-9013 (課専用)

電子メール s-jyougesuido@city.suzaka.nagano.jp

届出以外の事業者の義務 一施設の適正な水質管理をお願いしますー

排除基準の遵守

下水管などを傷める下水や、終末処理場で処理することが難しい物質、処理ができても多くとも十分処理できない物質(油や BOD など)には、一定の排除基準が定められています。排除基準は、業種、排水量、施設の設置時期によって異なりますので注意してください。特定施設の場合、いくつかの項目については重要な基準として、直罰基準となっています。(別紙「千曲川流域下水道関連公共下水道下水排除基準一覧表」参照)

下水の水質の測定・記録保存

特定施設設置者及び下水排除基準項目の基準外の排水をする事業者は、「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定の方法で、一定の頻度で下水の水質を測定し、その結果は、定められた様式の記録表により記録し、5年間保存しなければなりません。(下水道法第 12 条の 12)

報告書の提出

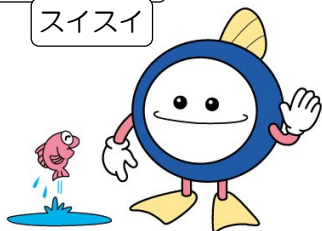
公共下水道管理者から、事業場の状況や下水の水質に関して、必要な報告を求められたら、その報告書を提出しなければなりません。(下水道法 39 条の 2)

事故時の措置

下水道関係法令では、事故時の措置が義務付けられている物質として有害物質と油が定められています。万が一、特定事業場から有害物質又は油を含む下水が排出される事故が発生したときには、直ちに応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に届け出なければなりません。(下水道法第 12 条の 9)

下水道マスコットキャラクター

スイスイ



水道局 上下水道課 宅内サービス係

電 話 026-248-9013 (課専用)

電子メール s-jyougesuido@city.suzaka.nagano.jp